



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 東光高岳
代表者名 代表取締役社長 高津 浩明
(コード番号 6617 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 土橋 照明
(TEL : 03-6371-5000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、平成27年6月26日に開催予定の当社第3回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の理由

株主総会の議長について当社取締役の構成に応じた対応を明確化するため、第15条(株主総会の議長)の一部文言を追加するものであります。

また、平成27年5月1日から施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることとなります。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、第28条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月26日

以上

【別 紙】

変更の内容は下表のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(株主総会の議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。但し、<u>取締役会長に欠員又は事故あるときは、</u>取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>